

令和7年度 有害鳥獣誘引捕獲事業（自念子山248林班外1）（翌債）
特記仕様書

1 本事業の目的

石鎚山系周辺の国有林内においては、ニホンジカ（以下「シカ」という。）の食害により、モミ等の樹木の剥皮や下層植生の衰退が拡大しつつあり、国土保全上の影響が深刻な状況となっている。

このため、早急にシカ食害を防止する必要があることから、石鎚山系周辺において、国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）及び本特記仕様書に基づいて、大型・小型囲いわな及びくくりわなによるシカの誘引捕獲を実施し、自然再生を図る。

このため、本業務では、シカによる森林被害の拡大等を防止することを目的に、引き続き、わなによるシカの捕獲を実施し、実施状況の分析、検証を行い今後の捕獲効率の向上及び安全な作業体系、錯誤捕獲等の対策等の構築を図ることとする。

2 事業場所

高知県吾川郡いの町自念子山248林班外1

別紙「令和7年度 有害鳥獣誘引捕獲事業（自念子山248林班外1）（翌債）位置図（以下「位置図」という。）」のとおり。

3 事業内容

事業内容は以下のとおりとする。

区分	数量	単位	備考
・人件費等			
くくりわな設置・撤去	9	基	くくりわなは委託者より貸与
わなの見回り給餌	24	回	大型囲いわな1基、小型囲いわな4基、くくりわな9基
カメラの設置	9	台	大型囲いわな周辺=2台、小型囲いわな周辺=4台、単独くくりわな周辺=3台
カメラの撤去	9	台	同上
個体の処理	12	頭	林内埋設
・わなの見回り等期間	契約締結日の翌日～令和8年10月2日		
・実行報告書提出期限	令和8年10月15日		

4 事業の詳細

(1) わなによる誘引捕獲

ア わなの設置

- ① 事業箇所に既設している大型囲いわな1基及び小型囲いわな4基周辺に9基のくくりわなを設置しシカ捕獲を行う。
- ② 国からの貸与物品及び既設のわなの補修用資材として「（別表1）国からの貸与物品及び支給補修用資材一覧」を使用すること。

なお、上記物品が不足する場合には、事前に監督職員へ連絡すること。

イ わなの巡視、点検、管理及び給餌

- ① シカの捕獲状況やわな・乾燥飼料の状態を確認するため、各わなの巡視・点検・管理（捕獲時の止めさし・埋設作業を含む）を、1週間に1～2回の頻度で合計24回実施する。
 - ・事業開始期は許認可取得等のため準備期間を設ける
 - ・捕獲効率が低下する期間は、巡視等の回数を調整する
 - ・巡視等の回数頻度は監督職員との協議のうえ決定する
- ② わなの巡視等を実施する際には、委託契約書第5条に規定する者が3人を1組とし、関係法令や安全管理規程を遵守して実施すること。
- ③ 大型囲いわな1基については、秋期の強風及び冬期の積雪等気象による支柱の破損及び囲いわなの破損があることから、鉄柵等を使用し設置しているため、破損等による補修等は必要ないと思われるが、補修等が必要となった場合については監督職員へ連絡をすること。事業終了後は植生の保護及び回復のため防鹿柵として活用する。
- ④ わなの内部及び周辺部に乾燥飼料（ハイキューブ）を散布し、効果的にシカをわなに誘引できるよう工夫すること。
- ⑤ わなやわな標識プレート等に異常がないか確認すること。
- ⑥ 本事業の完了時には、くくりわなは委託者へ返却し、囲いわなについてはゲートを確実に解放することを基本とするが、積雪による支柱等の破損等が予想される箇所については、監督職員と協議のうえ、その指示に従うこと。

ウ シカ捕獲

- ① わなによるシカ捕獲頭数は、12頭を予定している。このため、捕獲したシカの処理については12頭を上限として実施すること。
- ② 捕獲したシカを止めさしする際には、必ず周囲の状況を確認したうえで、安全管理規程を遵守し、電気止めさし器、猟銃、ナイフ等を使用して安全に行うこと。
- ③ 捕獲したシカは、共通仕様書2.4.2(2)により記録写真を撮影する際、捕獲個体記録票（別紙様式33）とともに撮影すること。
併せて受託者は、共通仕様書2.4.2(6)により捕獲個体について別紙様式2「捕獲個体整理表」を記入し、監督職員に提出すること。
また、撮影後、受託者は、捕獲個体の証拠物として、捕獲個体の「尾」を切り取り冷凍保存したものを監督職員に提出すること。ただし、捕獲時に「尾」が欠落している場合は、欠落していることが証明できる写真を撮影の上、「尾」以外の部位（両耳等）で可とする。
- ④ 焼却施設または食肉加工業者等に処分を依頼する場合、受託者は個体を引き渡す際に、個体の受領証明書（受託者が処分を依頼した者が、個体の受領について証明した書面：別紙様式1を参考とすること）を受領し、監督職員に提出すること。
- ⑤ 特別天然記念物であるニホンカモシカ等を錯誤捕獲した場合には、早急に監督職員へ報告するとともに、関係行政機関に対して報告を行うこと。

(2) センサーダラマによるシカ生息調査等

シカ捕獲の際の効率性及び有効性等を分析する必要があるため、委託者が受託

者に無償貸与するセンサーハーメラ（TREL10J）9台、記録媒体（SDカード32GB）18枚を用いて、シカの生息状況を調査すること

この調査は、捕獲事業実施期間中を通して、囲いわなのゲートを含めて撮影できる地点において、センサーハーメラを各わな周辺に設置し、委託者が貸与するSDカードに撮影画像を記録し、事業完了時に監督職員へ提出すること。なお、SDカードは定期的に点検し、わな周辺に設置のセンサーハーメラのSDカードは毎月交換を行い監督職員へ提出すること。

（3）業務日誌（日報）等の作成、提出

共通仕様書2.4.2（1）で規定する業務日誌（日報）は、別紙様式32により作成すること。また、業務日誌（日報）の内容を月ごとに業務月報（別紙様式31）に取りまとめ、両様式とも委託期間中における毎月末に監督職員へ提出すること。また、天候不良その他によるわな稼働休止・終了、事案発生時の対応、監督員との打合せ等の一連の事項について漏れがないように記載すること。

5 安全対策

（1）事前に実施する対策

安全対策のため、立入制限が必要な場合、監督職員と協議のうえ、入り込み者が予想される林道等の入口手前や歩道等の目立つ箇所に立入制限表示を設置し注意喚起を行う。立入制限表示等には、制限区域、期間、目的を明示し不慮の事故等を防止すること。

（2）捕獲作業実行中に実施する対策

① わな設置箇所

わな設置箇所に注意喚起表示等を設置すること。また、わな設置箇所に近づく場合は、安全確認を行い作業にあたること。

② 連絡体制図の携行

作業者は連絡体制図を携行すること。

③ 捕獲従事者に必要な事項

捕獲従事者が明確にわかるように従事者証を携行すること。

④ その他

その他業務内容により必要な安全対策を講じること。

6 その他

（1）委託事業における人件費の算定等の適正化について

受託者は、別添「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に基づき、委託事業に係る人件費を算出しなければならない。

（2）委託費の額の確定方法について

契約書第11条に規定する委託代金の確定方法は、次のとおり行うものとする。

① 直接事業費確定額

直接事業費確定額は、直前の事業計画書に記載された単価に確定した数量を乗じて算出する。ただし、直接事業費のうち、材料費は実績額とする。

② 間接事業費確定額

間接事業費確定額は共通仮設費確定額と現場管理費確定額の合計額とする。共

通仮設費確定額のうち、空輸費（ヘリコプターの飛行経費）は実績額、空輸費を除く共通仮設費確定額は直接事業費確定額に事業計画作成時の共通仮設費率を乗じた額以内とする。現場管理費確定額は、直接事業費確定額に空輸費を除いた共通仮設費確定額を加えたものに事業計画作成時の現場管理費率を乗じた額以内とする。

③ 一般管理費等確定額

一般管理費等確定額は、直接事業費確定額及び間接事業費確定額から空輸費を除いた額の合計額に事業計画作成時の一般管理費等率を乗じた額以内とする。

④ 消費税及び地方消費税相当額

消費税及び地方消費税相当額は委託代金確定額の 10/100 とし、円未満の端数は切り捨てるものとする。

⑤ 委託代金確定額

委託代金確定額は、①から④の合計額と委託費の限度額のいずれか低い額とする。

(別表1)

国からの貸与物品及び支給補修用資材一覧

品名	品質規格	数量（単位）	備考
センサーハンマー	TREL 10J	9 台	
SDカード	32GB	18 枚	記憶媒体
乾電池	単3型	100 個	
餌（ハイキューブ）	30Kg入	12 袋	
蹴り糸	カラーテグス 10号クリア (50m)	2 個	
くくりワナ台		9 個	
くくりワナ ワイヤー		9 個	
杭丸		8 個	
杭丸付属リング		8 個	
シャックル		8 個	

令和7年度 有害鳥獣誘引捕獲事業（自念子山248林班外1）（翌債）位置図

